

# 第4章

## 東日本大震災からの復興と環境再生の取組

2011年3月11日に、マグニチュード9.0という日本周辺での観測史上最大の地震が発生し、それによって引き起こされた津波によって、東北地方の太平洋沿岸を中心に広範かつ甚大な被害が生じました。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故によって大量の放射性物質が環境中に放出され、被災した多くの方々が避難生活を余儀なくされました。

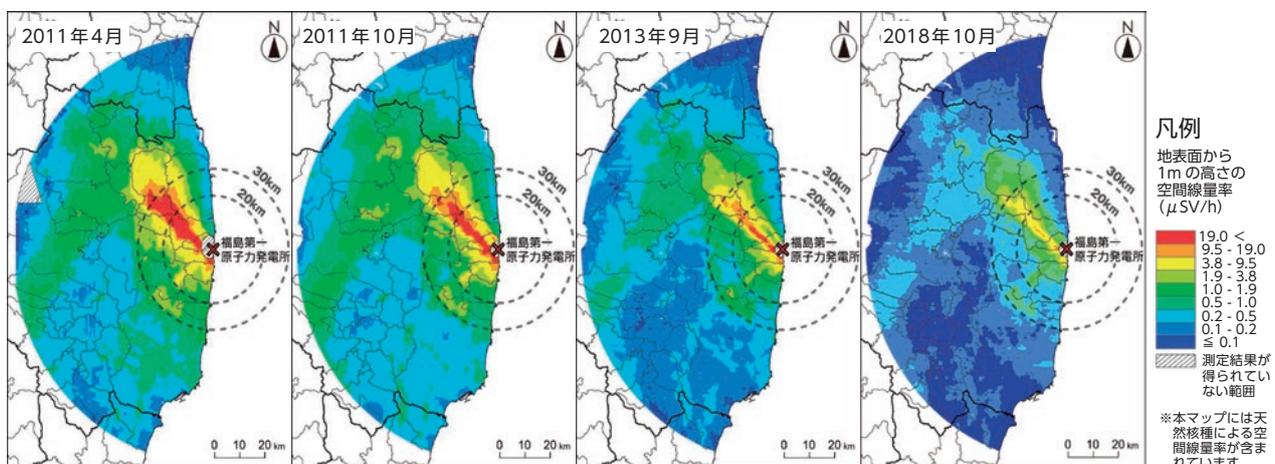
2017年4月1日までに、双葉町及び大熊町を除いた居住制限区域及び避難指示解除準備区域の避難指示が解除されるという大きな節目がありました。被災地では引き続き帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備や中間貯蔵施設の整備、特定廃棄物の処理等の復興・再生に向けた努力が続けられています。ここでは、被災地における復興・再生に向けた取組を概観します。

### 第1節 放射性物質汚染からの環境回復の状況

#### 1 空間線量率の状況

航空機モニタリングによる、2018年10月時点の東京電力福島第一原子力発電所から80km圏内の地表面から1mの高さの空間線量率の平均は、2011年11月時点と比べて約77%減少しています。東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質は、主にヨウ素131、セシウム134、セシウム137で、半減期はそれぞれ約8日、約2年、約30年となっています。放射性物質の物理的減衰と降雨等の自然要因による減衰効果を考慮して、2011年8月時点と比較して2年後に約4割、5年後に約5割減少すると推定されていました。放射線量の減少は、この推定を上回るペースで進んでおり、除染の効果や降雨等の自然現象の影響等によるものと考えられます（図4-1-1）。

図4-1-1 東京電力福島第一原子力発電所80km圏内における空間線量率の分布

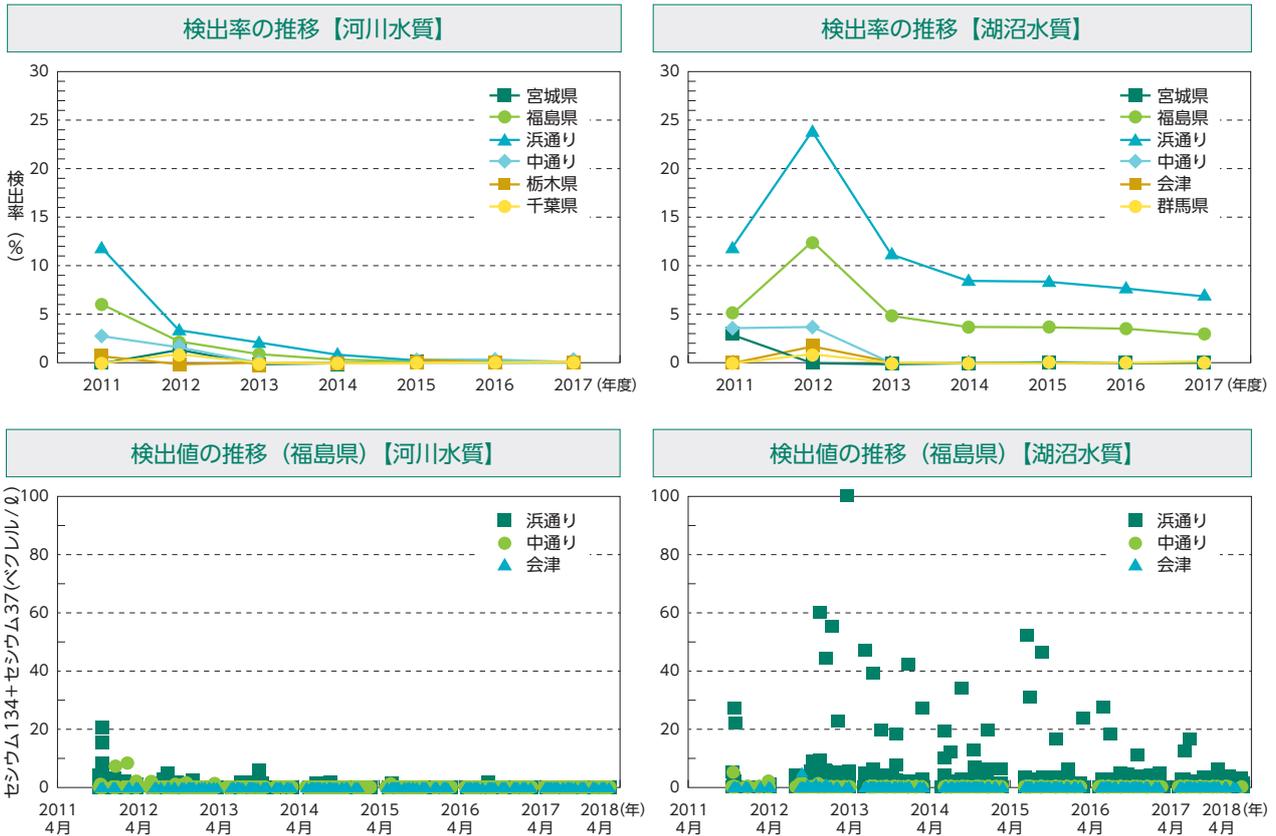


注：2011年4月のマップは現在と異なる手法によりマッピングされた。  
資料：原子力規制庁

## 2 水環境における放射性物質の状況

環境省では、2011年から福島県及び周辺地域の水環境における放射性物質のモニタリングを継続的に実施しています。公共用水域（河川、湖沼、沿岸）のうち、2016年度までの沿岸では、水質からは放射性セシウムは全期間を通じて検出されていません。河川及び湖沼については、2013年度以降、福島県以外の水質では放射性セシウムは検出されておらず、福島県の水質においても、検出率及び検出値は減少傾向にあります（図4-1-2）。また、地下水中の放射性セシウムについては、2011年度に福島県において検出されたのみで、2012年度以降検出されていません。

図4-1-2 福島県及びその周辺における公共用水域の放射性セシウムの検出状況



注：公共用水域（沿岸）では、放射性セシウムは検出されていません。  
資料：環境省

## 3 東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質に係るモニタリング

東京電力福島第一原子力発電所事故により環境中に放出された放射性物質のモニタリングについては、政府が定めた「総合モニタリング計画」（2011年8月モニタリング調整会議決定、2019年2月改定）に基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等が連携して実施しています。また、放射線モニタリング情報のポータルサイトにおいて、モニタリングの結果を一元的に情報提供しています。

## 4 野生動植物への影響のモニタリング

東京電力福島第一原子力発電所の周辺地域での放射性物質による野生動植物への影響を把握するため、関係する研究機関等とも協力しながら、野生動植物の試料の採取、放射能濃度の測定、推定被ばく

線量率による放射線影響の評価等を進めました。また、関連した調査を行っている他の研究機関や学識経験者と意見交換を行いました。

## 5 野生鳥獣への影響と鳥獣被害対策

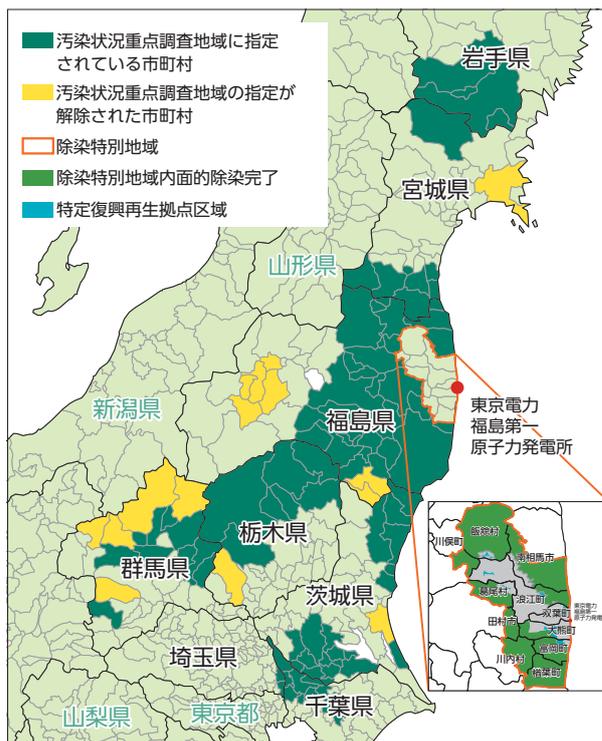
東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射線量の高い帰還困難区域等においては、農業生産活動等の人為活動が停滞し、狩猟や被害防止目的の捕獲を行うことが難しい状況となり、イノシシ等の野生鳥獣の人里への出没が増加し、農地を掘り返したり、家屋に侵入したりする被害が発生しています。

これらの鳥獣をそのまま放置すれば、住民の帰還準備や帰還後の生活、地域経済の再建に大きな支障が生じるおそれがあることから、2013年度から帰還困難区域等において、イノシシ等の生息状況調査及び捕獲、捕獲個体の最終処分を実施しており、2018年度は、5町村（福島県富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）でイノシシを計949頭、アライグマ、ハクビシンを計977頭捕獲しました。

## 第2節 除染等の措置等

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）では、除染の対象として除染特別地域と汚染状況重点調査地域を定めています。除染特別地域は、警戒区域又は計画的避難区域の指定を受けたことがある地域で、国が除染実施計画を策定し、除染事業を進めてきました。他方、汚染状況重点調査地域は、地域の放射線量が0.23マイクロシーベルト/h以上の地域がある市町村について、当該市町村の意見を聴いた上で国が指定し、各市町村で除染を行ってきました。（図4-2-1）

図4-2-1 除染特別地域における除染の進捗状況（2019年3月末時点）



資料：環境省

### 1 除染特別地域と汚染状況重点調査地域

除染特別地域については、2017年3月末までに面的除染が完了しました。その後、2018年3月末までに、汚染状況重点調査地域も含め、帰還困難区域を除き、8県100市町村の全てで面的除染が完了しました。

汚染状況重点調査地域では、2019年3月末までに、地域の放射線量が0.23マイクロシーベルト/h未満となったことが確認された15市町村において、汚染状況重点調査地域の指定が解除されました。

## 2 森林の放射性物質対策

森林については、2016年3月に復興庁・農林水産省・環境省の3省庁が取りまとめた「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林、森林内の人々の憩いの場や日常的に人が立ち入る場所等の除染等の取組と共に、林業再生に向けた取組や住民の方々との安全・安心の確保のための取組等を関係省庁が連携して進めてきました。

除染を含めた里山再生のための取組を総合的に推進するモデル事業として、2018年3月までに上記3省庁で14地区をモデル地区として選定しました。

森林からの落葉等の飛散や土壌の流出に伴う放射性物質の動態に関する調査研究を実施しました。

## 3 仮置場等における除去土壌等の管理

除染で取り除いた土壌（除去土壌）等は、一時的な保管場所（仮置場又は現場保管）で管理しています（表4-2-1）。除去土壌等の搬出が完了した仮置場については、2018年3月に策定した仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って原状回復を進めてきました。

福島県外の除去土壌については、その処分方法を定めるため、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム会合」を開催し、専門的見地から議論を進めるとともに、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、茨城県東海村及び栃木県那須町の2箇所で実施しています。

表4-2-1 保管中の仮置場等の箇所数及び除去土壌等の数量

		仮置場箇所数（箇所）	現場保管箇所数（箇所）	除去土壌等の数量（保管物数）
福島県内	除染特別地域	194	—	約565万袋
	汚染状況重点調査地域	727	104,938	約560万m <sup>3</sup>
福島県外		44	29,704	約47万m <sup>3</sup>

注：直轄除染の数値は2019年3月31日時点。  
市町村除染の数値は福島県内分が2018年12月31日時点。  
福島県外分が2018年3月31日時点。  
資料：環境省

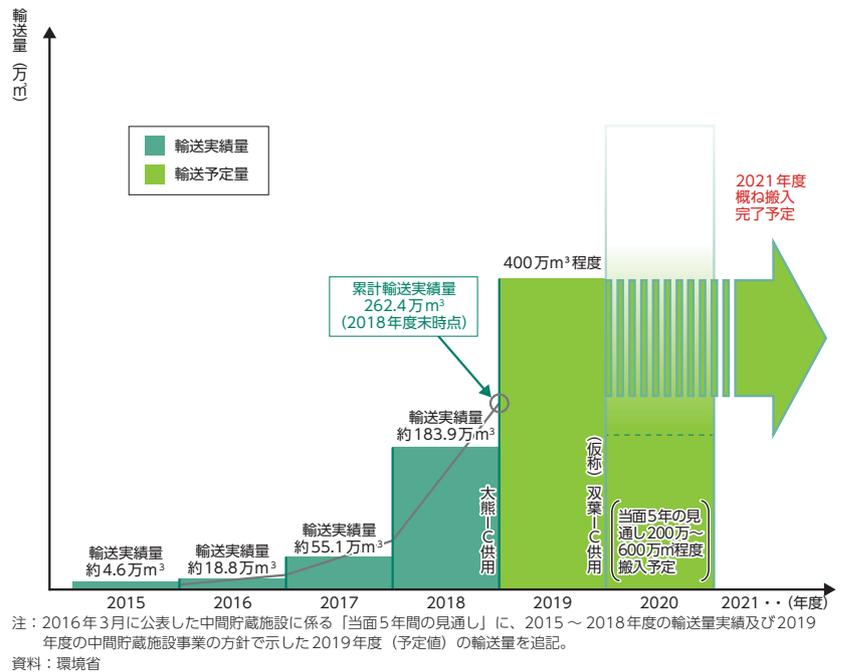
### 1 中間貯蔵施設の概要

放射性物質汚染対処特措法等に基づき、福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌及び福島県内に保管されている10万ベクレル/kgを超える指定廃棄物等を最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設を整備することとしています。福島県内の除去土壌等の発生量は、約1,650万 $m^3$ と推計されており、東京ドームの約13倍に相当します（2018年3月集計時点）。

環境省では、中間貯蔵施設の整備と継続的な除去土壌等の搬入を進めています。除去土壌等の中間貯蔵施設の搬入に際して

は、草木類等の可燃物については可能な限り減容化（可燃物を焼却）した上で輸送を行うこととしており、現時点での輸送対象物量（搬入済量+仮置場及び減容化施設等での保管量）は約1,400万 $m^3$ と推計されています（図4-3-1）。

図4-3-1 中間貯蔵施設に係る当面の輸送のイメージ



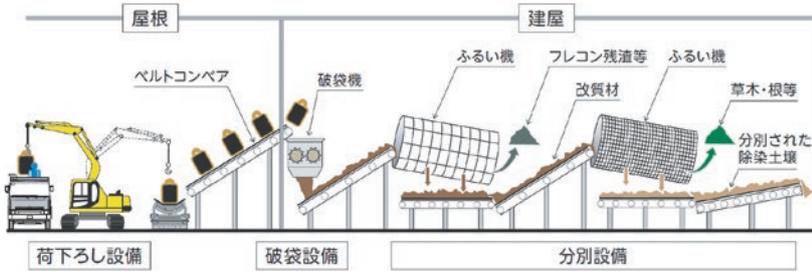
### 2 中間貯蔵施設の用地取得の状況

中間貯蔵施設整備に必要な用地は約1,600haを予定しており、予定地内の登記記録人数は2,360人となっています。2019年3月末までに地権者の連絡先を把握した面積は約1,560haに達しており、契約済み面積は約1,114ha（全体の約69.6%）、1,689人（全体の約71.6%）の方と契約に至るなど、着実に進捗してきています。政府では、用地取得については、地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業への理解が何よりも重要であると考えており、引き続き地権者への丁寧な説明を尽くしながら取り組んでいきます。

### 3 中間貯蔵施設の整備の状況

2016年11月から受入・分別施設（図4-3-2、写真4-3-1）と土壌貯蔵施設（図4-3-3、写真4-3-2）の整備を進めています。受入・分別施設では、福島県内各地にある仮置場等から中間貯蔵施設に搬入される除去土壌等を受け入れ、搬入車両からの荷下ろし、容器の破袋、可燃物・不燃物等の分別作業を行います。土壌貯蔵施設では、受入・分別施設で分別された除去土壌等を放射能濃度やそのほかの特性に応じて安全に貯蔵します。2017年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、2017年10月には土壌貯蔵施設への分別した土壌の貯蔵を開始しました。また、これ以外にも減容化施設や廃棄物貯蔵施設等の整備を進めています。

図4-3-2 受入・分別施設イメージ



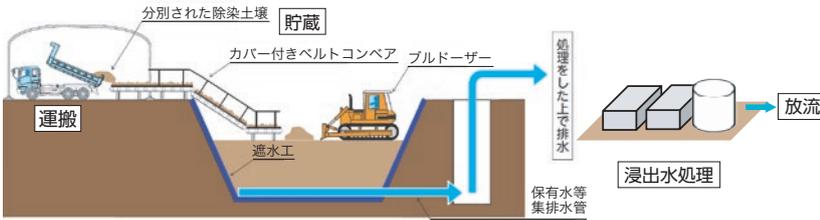
資料：環境省

写真4-3-1 受入・分別施設



資料：環境省

図4-3-3 土壌貯蔵施設イメージ



資料：環境省

写真4-3-2 土壌貯蔵施設



資料：環境省

## 4 中間貯蔵施設への輸送の状況

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、2018年度までに累計で250万 $m^3$ 程度の除去土壌等を輸送することを目標としており、2018年度末までに累計で約262万 $m^3$ の輸送を実施しました（写真4-3-3）。

今後の輸送に向けて、輸送実施計画を更新するとともに、中間貯蔵施設の輸送ルートに必要な箇所について舗装厚の改良等の道路交通対策を実施しました。

写真4-3-3 中間貯蔵施設への輸送の様子（輸送時は緑色のゼッケンを掲示）

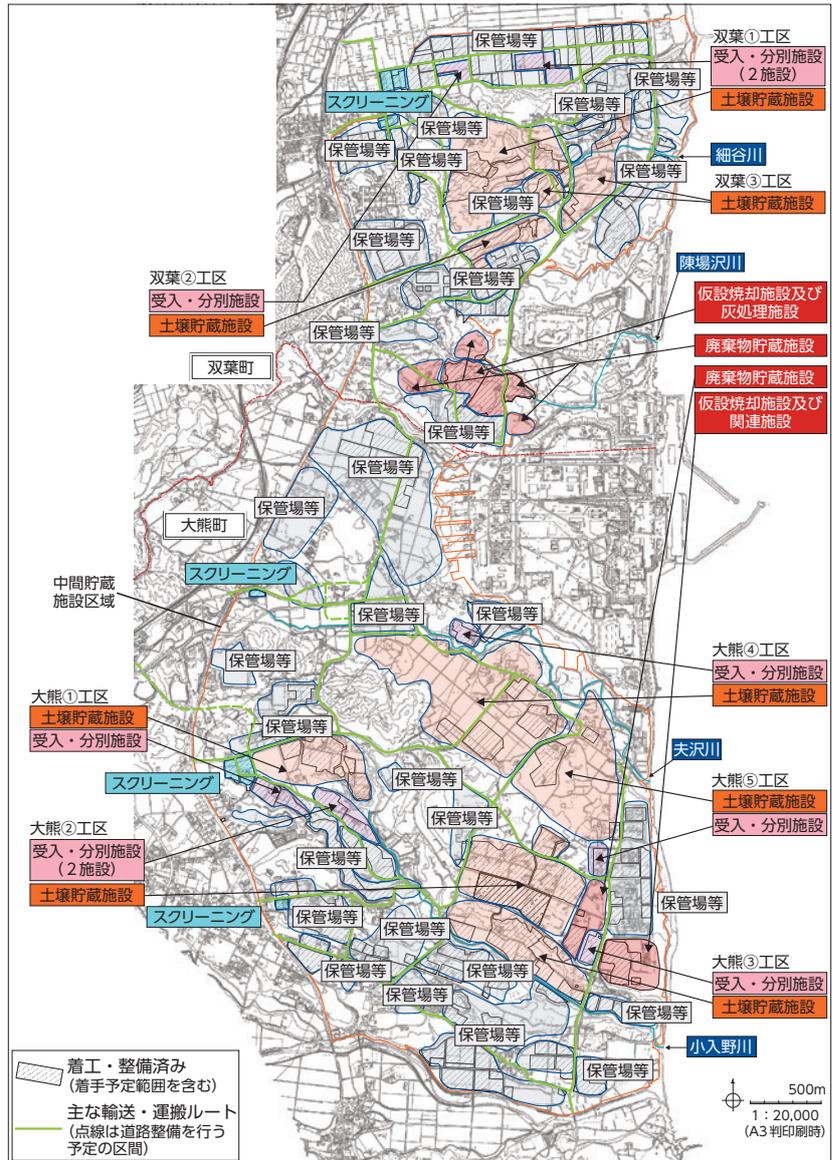


資料：環境省

## 5 2019年度事業方針の公表

2018年12月に、「2019年度の中間貯蔵施設事業の方針」として、[1] 2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の搬入を概ね完了することを目指す、[2] これに向け、2019年度は、身近な場所から仮置場をなくすこと目指しつつ、400万 $m^3$ 程度を輸送するなどの方針を示しました。あわせて、当面の施設整備イメージ図(2018年12月) (図4-3-4) を公表しました。

図4-3-4 当面の施設整備イメージ



- 注1：2018年12月時点での各施設の整備の想定範囲を示したものであり、図中に示した範囲の中で、地形や用地の取得状況を踏まえ、一定のまとまりのある範囲で整備していくこととしている。また、用地の取得状況や施設の整備状況に応じて変更の可能性がある。
- 2：土壌貯蔵施設の容量について、既に発注済みの双葉①～③工区、大熊①～⑤工区の工事範囲においては、実際に整備することとなる地形や貯蔵高さ、用地確保の状況によって変動するが、輸送量ベースで1,000万～1,400万 $m^3$ 程度が可能と見込んでいる。
- 3：保管場等とは、除去土壌や灰等の保管場、解体物等の置場、輸送車両の待機場等に加え、現時点では整備する施設の種類を検討中の用地を含む。

資料：環境省

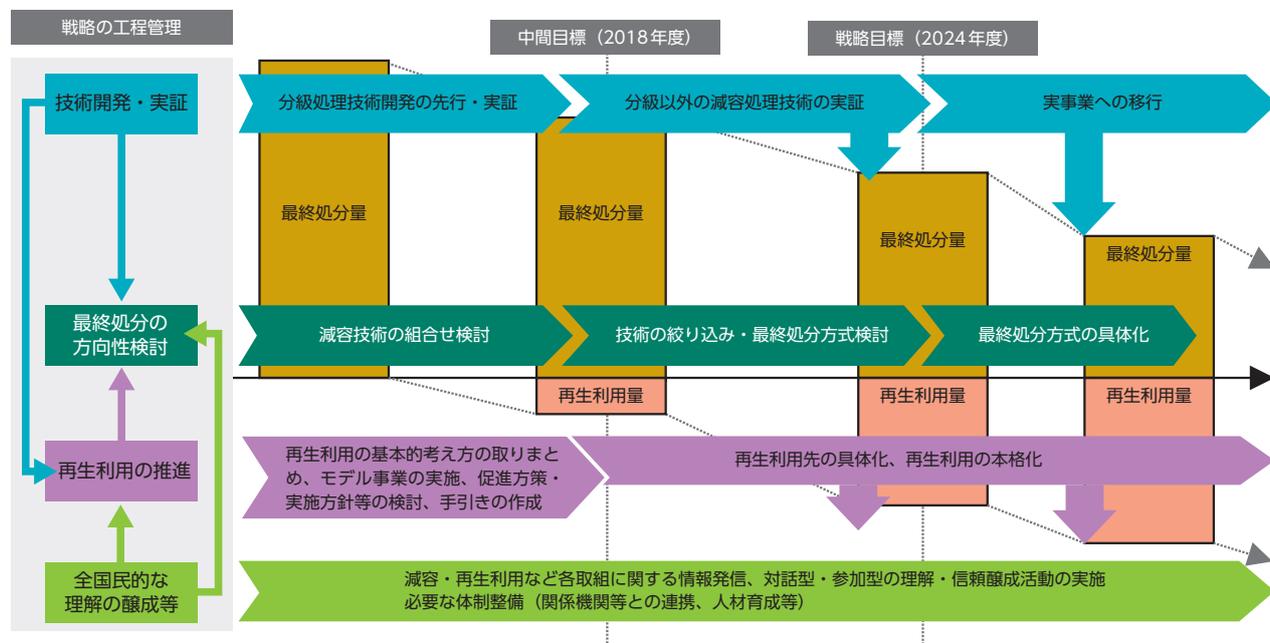
## 6 減容・再生利用に向けた取組

福島県内の除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとされています。福島県外における除去土壌等の最終処分の実現に向けては、減容技術等の活用により、除去土壌等を処理し、再生利用の対象となる土壌等の量を可能な限り増やし、最終処分量の低減を図ることが重要です。このため、県外最終処分に向けた当面の減容処理技術の開発や除去土壌等の再生利用等に関する中長期的な方針として、2016年4月に「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を取りまとめました(図4-3-5)。また、同年6月

には、除去土壌等の再生利用を段階的に進めるための指針として、「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」を取りまとめました。

これらに沿って、2016年12月に南相馬市内の仮置場において、除去土壌を用いて試験盛土を施工し、空間線量率等の測定を行いました。この結果、空間線量率等の大きな変動が見られず、盛土の浸透水の放射能濃度は全て不検出であり、再生利用について一定の安全性が確認されています。

図4-3-5 中間貯蔵除去土壌等の減容・再利用技術開発戦略の概要



資料：環境省

## 第4節 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

### 1 対策地域内廃棄物の処理

福島県の11市町村にまたがる地域が汚染廃棄物対策地域として定められています。当初は、避難されている方々の円滑な帰還を積極的に推進する観点から、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、帰還の妨げとなる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標としてきました。こうした取組により、2015年度末までに、帰還困難区域を除いて、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を完了しました。また、地域住民の方々のご理解と地方公共団体との緊密な連携によって、2019年3月末までに、226万トンの廃棄物の仮置場への搬入が完了しました（図4-4-1）。仮置場に搬入した可燃性の災害廃棄物等は、仮設焼却施設でその減容化を図っています。

この仮設焼却施設については、計9市町村で10施設を設置することとしています。2018年度には双葉町で着工したほか、富岡町では撤去が始まり、2019年3月末時点では10施設うち5施設が稼働中、1施設が建設中であり、4施設では処理を完了しています（表4-4-1）。事業を実施している仮設焼却施設においては、排ガス中の放射能濃度、敷地内・敷地周辺における空間線量率のモニタリングを行って安全に減容化できていることを確認し、その結果を公表しています。

図 4-4-1 対策地域内の災害廃棄物の仮置場への搬入量

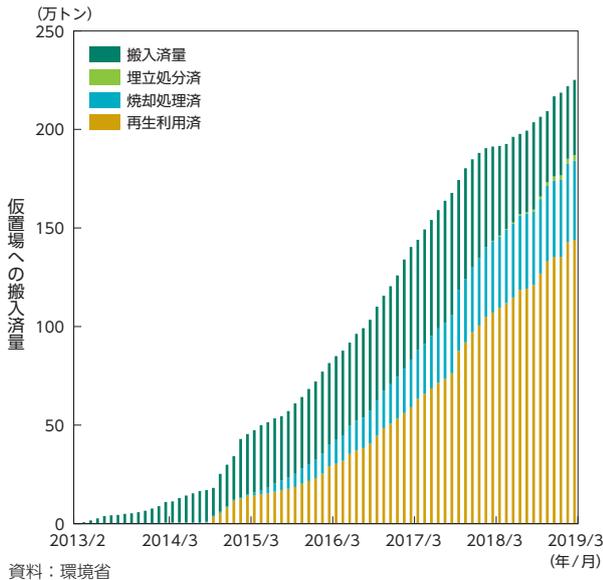


表 4-4-1 稼働中及び建設工事中の仮設焼却施設

立地地区	進捗状況	処理能力	処理済量 (2019年3月末時点)
川内村	災害廃棄物等の処理完了	7トン/日	約2,000トン (約2,000トン)
飯舘村 (小宮地区)	災害廃棄物等の処理完了	5トン/日	約2,900トン (約2,900トン)
富岡町	災害廃棄物等の処理完了	500トン/日	約15万5,000トン (約5万5,000トン)
南相馬市	稼働中 (2015年4月より)	400トン/日	約20万8,000トン (約9万トン)
葛尾村	稼働中 (2015年4月より)	200トン/日	約10万8,000トン (約3万1,000トン)
浪江町	稼働中 (2015年5月より)	300トン/日	約19万4,000トン (約12万トン)
飯舘村 (蔵平地区)	稼働中 (2016年1月より)	240トン/日	約16万トン (約4万1,000トン)
楢葉町	災害廃棄物等の処理完了	200トン/日	約7万7,000トン (約3万2,000トン)
大熊町	稼働中 (2017年12月より)	200トン/日	約4万1,000トン (約1万2,000トン)
双葉町	建設中	350トン/日	—
川俣町	既存の処理施設で処理	—	—
田村市	既存の処理施設で処理	—	—

注：処理済量については、除染廃棄物も含み、( ) 内はうち災害廃棄物等の処理済量。  
資料：環境省

## 2 指定廃棄物の処理

2019年3月末時点で、11都県において、焼却灰や下水汚泥、農林業系副産物（稲わら、堆肥等）等の廃棄物計約23万トンが環境大臣による指定を受けています（表4-4-2）。政府は、指定廃棄物の処理に関して、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針（2011年11月閣議決定）で「当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行う」としています。

指定廃棄物は、国に引き渡されるまでの間、各都県のごみ焼却施設や下水処理施設、農地等において、各施設等の管理者等が国のガイドラインに沿って、遮水シート等で厳重に覆って飛散・流出を防ぐとともに、空間線量率を測定して周辺への影響がないことを確認するなどにより、適切に一時保管されています。

ただし、こうした一時保管場所における保管は、国による処理方針が確立するまでの間、やむを得ず一時的に負担をお願いしている措置であることから、災害等に備え、長期にわたる確実な管理体制を早期に構築することが必要です。

なお、8,000ベクレル/kg以下に減衰した指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条の2の規定に基づき、当該指定廃棄物の指定の解除が可能です。また、指定解除後の廃棄物の処理について、国は技術的支援のほか、指定解除後の廃棄物の処理に必要な経費を補助する財政的支援を行うこととしています。

表 4-4-2 指定廃棄物の数量 (2019年3月末時点)

都道府県	合計	
	件	数量 (トン)
岩手県	12	589.3
宮城県	21	3,291.1
福島県	1,311	20万1,171.9
茨城県	26	3,535.7
栃木県	79	1万3,533.1
群馬県	12	1,186.7
千葉県	64	3,710.9
東京都	2	981.7
神奈川県	3	2.9
新潟県	4	1,017.9
静岡県	1	8.6
合計	1,535	22万9,030

注：栃木県の浄水発生土（工水）（1件、66.6トン）は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土（上水）に含めた。  
資料：環境省

## (1) 福島県内での処理

福島県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物について、10万ベクレル/kg以下のものは既存の管理型処分場に搬入し、10万ベクレル/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入する計画としています。

農林業系廃棄物や下水汚泥等の可燃性の指定廃棄物については、搬入の前に焼却等の処理によって処分量を削減し、性状の安定化を図る減容化事業を地元の協力と理解を得ながら進めています。これまでに、3件の減容化処理事業について焼却等処理を完了しました。2018年11月に飯館村

蕨<sup>わらびだいら</sup>平地区の仮設焼却施設において、飯館村の周辺5市町の可燃性廃棄物を焼却処理する広域処理が完了しました。加えて、田村市・川内村において、県中・県南等の24市町村の農林業系廃棄物を焼却処理する仮設焼却施設が稼働しているほか、安達地方の3市村の農林業系廃棄物等の減容化事業についても、準備を進めています。

既存の管理型処分場（旧 Fukushima Eco-Tech Clean Center）の活用については、2015年12月に福島県、富岡町及び楡葉町から当該処分場の活用を容認いただき、2016年4月に施設を国有化しました。同年6月には、国と県及び2町の間で安全協定を締結し、必要な準備工事を行った上で、2017年11月から施設への廃棄物の搬入を開始しました（写真4-4-1）。引き続き、安全確保を大前提として適切に事業を進めるとともに、2018年8月に運営を開始した特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」を通じた情報発信に努めております。

写真4-4-1 管理型処分場の様子



資料：環境省

## (2) 福島県外での処理

環境省では、宮城県、栃木県、千葉県、茨城県、群馬県において、有識者会議を開催し、長期管理施設の安全性を適切に確保するための対策や候補地の選定手順等について、科学的・技術的な観点からの検討を実施し、2013年10月に長期管理施設の候補地を各県で選定するためのベースとなる案を取りまとめました。その後、それぞれの県における市町村長会議の開催を通じて長期管理施設の安全性や候補地の選定手法等に関する共通理解の醸成に努めた結果、宮城県、栃木県及び千葉県においては、各県の実情を反映した選定手法が確定しました。

これらの選定方法に基づき、環境省は、宮城県においては2014年1月に3か所、栃木県においては2014年7月に1か所、千葉県においては2015年4月に1か所、詳細調査の候補地を公表しました。詳細調査候補地の公表後には、それぞれの県において、地元の理解を得られるよう各県の関係者の協力を得ながら取り組んでいるところですが、いずれの県においても詳細調査は実施できていません。

その一方で、各県ごとの課題に応じた段階的な対応も進めています。

宮城県においては、県の主導のもと各市町が8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の処理に取り組むこととされ、環境省はこれを財政的・技術的に支援することとしています。その一環として、2018年3月から汚染廃棄物の試験焼却が順次開始されました。2019年3月末時点で、大崎圏域では引き続き試験焼却が行われており、仙南圏域及び黒川圏域では試験焼却、石巻圏域では本焼却が終了しています。

栃木県においては、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、2018年11月、指定廃棄物を一時保管している農家等が所在する市町の首長が集まる会議を開催し、国から栃木県及び保管市町に対し、市町単位での暫定的な減容化・集約化の方針を提案し、合意が得られました。現在、当該方針に基づく集約化の実施に向けて、県・保管市町と調整を行っています。

千葉県においては、2016年7月に全国で初めて8,000ベクレル/kg以下に減衰した指定廃棄物の指

定を解除しました。

茨城県においては2016年2月、群馬県においては同年12月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針を決定しました。この方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、8,000ベクレル/kg以下となったものについては、段階的に既存の処分場等で処理することを目指しています。

## 第5節 帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備

2017年5月に改正された福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）に基づき、各市町村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染とインフラ整備等とを一体的に進めることとしています。

現在、環境省では、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村の全ての特定復興再生拠点区域で家屋等の解体・除染工事を実施しています。

## 第6節 復興の新たなステージに向けた未来志向の取組

2018年8月、除染や中間貯蔵、汚染廃棄物の処理といった環境再生の取組に加え、地元のニーズに応えた、脱炭素やリサイクル、自然との共生などの分野と、福島との連携をより強化していく取組を行う、復興の新たなステージに向けた「福島再生・未来志向プロジェクト」を発表しました。

本プロジェクトでは、官民連携によるリサイクル等の環境技術を活かした産業創生、自然公園等の自然資源の活用、脱炭素まちづくりなどを効果的に組み合わせ、福島県や関係自治体と連携しつつ、事業を推進していきます。また、放射線健康不安に対するリスクコミュニケーションや広報・情報発信を通じて地元へ寄り添いつつ、事業を進めることとしています。

とりわけ2018年度においては、産業創生への支援として、特定復興再生拠点区域の整備事業等から生じる不燃性廃棄物のリサイクル施設を整備する補助事業を採択しました。また、今年度は、特定復興再生拠点区域等を対象とする、低炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS事業において、バスシェアリングやソーラーシェアリング、農地集約及びドローン・IoT等を活用した営農再開、バイオマス活用による熱電併給等について実現可能性の検証といった取組を行うこととしています。なお、自然公園等の自然資源活用による「ふくしまグリーン復興」については、今後福島県との調整を踏まえ、具体化を進めることとしています。

## 第7節 放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策

### 1 福島県における健康管理

国は、福島県の住民の方々の中長期的な健康管理を可能とするため、福島県が2011年度に創設した福島県民健康管理基金に交付金を拠出するなどして福島県を財政的、技術的に支援しており、福島県は、同基金を活用し、2011年6月から県民健康調査等を実施しています。具体的には、[1] 福島県の全県民を対象とした個々人の行動記録と線量率マップから外部被ばく線量を推計する基本調査、[2] 「甲状腺検査」、「健康診査」、「こころの健康度・生活習慣に関する調査」、「妊産婦に関する調査」の詳

細調査を実施しています。また、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の検査や、市町村に補助金を交付し、個人線量計による測定等も実施しています。

2016年3月に福島県「県民健康調査」検討委員会が取りまとめた「県民健康調査における中間取りまとめ」では、甲状腺検査の先行検査で発見された甲状腺がんについては、放射線による影響とは考えにくいと評価されています。また、当該中間取りまとめでは、甲状腺検査について県外への転出が増加する年代に対する受診案内の確実な送付を徹底すべきとする指摘がされており、福島県は高等学校卒業予定者等を対象とした啓発活動等の取組を行っています。

## 2 国による健康管理・健康不安対策

環境省では、2015年2月に公表した「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議の中間取りまとめを踏まえた環境省における当面の施策の方向性」に基づき、[1] 事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、[2] 福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、[3] 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、[4] リスクコミュニケーション事業の継続・充実に取り組んでいます。

### [1] 事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進

大気拡散シミュレーション、行動データ、ホールボディ・カウンタ等による実測値、甲状腺代謝モデル等の被ばく線量に影響する様々なデータを活用し、事故後の住民の被ばく線量をより精緻に評価する研究事業を実施しています。

### [2] 福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握

福島県及び福島近隣県におけるがん及びがん以外の疾患の罹患動向を把握するために、人口動態統計やがん登録等の統計情報を活用し、地域ごとの各疾病の罹患率及び死亡率の変化等を分析する研究事業を実施しています。

### [3] 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実

福島県は、県民健康調査「甲状腺検査」の結果、引き続き医療が必要になった方に対して、治療にかかる経済的負担を支援するとともに、診療情報を活用させていただくことで「甲状腺検査」の充実を図る「甲状腺検査サポート事業」に取り組んでおり、国は、この取組を支援しています。そのほか、国として甲状腺検査の結果、詳細な検査（二次検査）が必要になった方へのこころのケアを充実させるため、また県内検査者の育成や県外検査実施機関の拡充に向け、医療機関への研修会等を開催しています。

### [4] リスクコミュニケーション事業の継続・充実

福島県内では、2014年度から福島県いわき市に「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」を開設し、避難指示が出された12市町村を中心に、住民を支える放射線相談員や自治体職員等の活動を科学的・技術的な面から組織的かつ継続的な支援を実施していくため、専門家派遣や研修会の開催等を行っています。また、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を踏まえ、内閣府原子力被災者生活支援チームとの共催により、放射線相談員や生活支援相談員等の相談員間の連携強化を図るため相談員合同ワークショップを開催しており、2018年度は、2回のワークショップを開催しました。

そのほか、希望する住民に個人線量計を配布して外部被ばく線量を測定してもらい、またホールボディ・カウンタによって内部被ばく線量を測定することにより、住民に自らの被ばく線量を把握していただくとともに、測定結果や健康影響に関する説明をすることにより、不安軽減につなげています。

一方、福島県外では、住民からの相談に対応する保健医療福祉関係者、自治体職員等の人材育成のための研修や、地域のニーズを踏まえた住民セミナーの開催等のリスクコミュニケーション事業に取り組んでいます。

## 1 三陸復興国立公園に関する取組

グリーン復興プロジェクトの1つである「みちのく潮風トレイル」は、三陸復興国立公園を縦断しながら、青森県八戸市から福島県相馬市までの太平洋沿岸をつなぐ長距離自然歩道として、地域の方との協働により路線の設定を進めてきました。2013年から区間ごとに順次開通し、2018年度には宮城県名取市、岩沼市の区間（約23km）と宮城県亙理町、山元町の区間（約40km）の合計約63kmが新たに開通しました。未開通の区間は2019年6月に開通し、1000kmを超えるルートが全線が開通します。また、全線開通後も将来にわたりトレイルを持続的に運用していくため、沿線の拠点施設であるビジターセンターや地方公共団体と連携した管理体制作りや、トレイルの利用を促進するためのウォークイベントの開催、各種イベントでのPR活動、トレイルマップの配布等を実施しました。

震災の影響や震災以降の変化状況の把握を目的に、重点地区調査を実施し、その結果を生物多様性センターのウェブサイト「しおかぜ自然環境ログ」で公開しました。また、生物多様性センターが運営する生物情報収集・提供システム「いきものログ」を利用し、身近な生きものへの震災の影響を把握するための市民参加型調査「しおかぜ自然環境調査」を継続実施しました。

## 2 公園施設の整備

三陸復興国立公園の主要な利用拠点やみちのく潮風トレイルにおいて、防災機能を強化しつつ、被災した公園利用施設の再整備や観光地の再生に資する復興のための整備を推進しました（図4-8-1）。宮城県石巻市では、里山・里海フィールドミュージアム事業の核となる「石巻・川のビジターセンター」を整備しました。また、トレイルの全線を統一的に管理するため、2019年4月に宮城県名取市に「名取トレイルセンター」を整備しました。また、岩手県及び宮城県内の三陸復興国立公園の整備について、自然環境整備交付金による支援を行いました。

図4-8-1 三陸復興国立公園における取組の様子



○ 国立公園

N みちのく潮風トレイル(開通予定区間を含む)

資料：環境省